

契約手続の不備及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
豊島高等学校	下記の建設工事について、契約の締結に際して工事内容、請負代金の額その他必要事項を記載した書面を作成し、相互に交付しなければならないところ、これを行っていなかった。 また、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書において受注者から提出を求めることとしていた電子マニフェスト加入証、廃棄物管理票報告書及び廃棄物管理票一覧表等の書類を徴取していなかった。 契約名称：大阪府立豊島高等学校テニスコートフェンス改修工事 1 工 期：令和8年2月19日から同年3月31日まで 2 契約金額：979,000円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 建設業法 (建設工事の請負契約の内容) 第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。 一 工事内容 二 請負代金の額 三 工事着手の時期及び工事完成の時期 四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め 七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め 八 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め 九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め 十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め 十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し の 時期 十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 十五 契約に関する紛争の解決方法 十六 その他国土交通省令で定める事項

		【産業廃棄物の処理に関する特記仕様書】電子見積合せにおいて産業廃棄物が発生する工事（予定価格400万円以下の工事）の場合 第2条 受注者は、電子マニフェストを使用した産業廃棄物の処理に先立ち、自ら及び委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者において、電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類（JWセンターが発行する電子マニフェストの加入証又は産業廃棄物収集運搬業もしくは産業廃棄物処分業の優良認定を受けたことを証する許可証）の写しを発注者に提出しなければならない。（以下略） また、提出した書類の内容に変更（処分業者の追加・変更等）が生じる場合は、変更した書類の写しを発注者に提出すること。 なお、本工事で産業廃棄物が発生しない場合は、その旨を書面（様式自由）で発注者に報告すること。 第7条 受注者は、工事完成前に、処理実績と産業廃棄物処理にあたって交付した全ての電子マニフェスト又は紙マニフェストの照合確認を行い、「廃棄物管理票報告書（様式4）」及び「廃棄物管理票一覧表（表1～4）」を作成し、電子マニフェストの場合は受渡確認票（紙マニフェストの場合はその写し）とともに発注者に提出しなければならない。
--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和8年5月18日）